

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]												
<p>第1章 第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>(定期契約の満了に伴う契約の更新等)</p> <p>第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(定期契約者が行うフリーコースの選択)</p> <p>第20条の2 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間（定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。）である場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第21条 (略) 第2章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 第1～第3 (略) 第4 定期契約等に係る解約金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">定期契約等に係る解約金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) (略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外</td> <td>                     ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。                      (ア) <u>更新期間</u>において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。                       (イ)～(ロ) (略)                 </td> </tr> </table>	定期契約等に係る解約金		(1) (略)		(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) <u>更新期間</u> において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。  (イ)～(ロ) (略)	<p>第1章 第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>(定期契約の満了に伴う契約の更新等)</p> <p>第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間（以下「更新期間」といいます。）中に、当社に申し出ていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(定期契約者が行うフリーコースの選択)</p> <p>第20条の2 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第21条 (略) 第2章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 第1～第3 (略) 第4 定期契約等に係る解約金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">定期契約等に係る解約金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) (略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外</td> <td>                     ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。                      (ア) <u>定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月</u>において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。                      (イ)～(ロ) (略)                 </td> </tr> </table>	定期契約等に係る解約金		(1) (略)		(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) <u>定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月</u> において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。 (イ)～(ロ) (略)
定期契約等に係る解約金													
(1) (略)													
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) <u>更新期間</u> において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。  (イ)～(ロ) (略)												
定期契約等に係る解約金													
(1) (略)													
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) <u>定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月</u> において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。 (イ)～(ロ) (略)												

イ〜キ (略)
---------

2 料金額 (略)  
第 5〜第 7 (略)  
第 2 表〜第 6 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1〜7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)〜(8) (略) (9)この機能を利用している X i 契約者 (基本使用料の料金額別が総合利用プランの X i 契約者に限ります。) は、みえる電話機能 ( X i の契約者回線との間の通信 (当社が定める電気通信設備を経由する場合であって、通話モードによる通信に限ります。 ) について、その電気通信設備において、通信の相手先に係る契約者回線から伝送された音声メッセージ (通話モードにより伝送される音声に関する情報をいいます。 ) を録音し、文字メッセージ (日本語に限ります。以下この欄において同じとします。 ) に変換して受信及び X i 契約者が文字メッセージを音声データに変換して通信の相手先に係る契約者回線に伝送する機能をいいます。以下この欄において同じとします。 ) を利用することができます。	(1)〜(51) (略) (52) X i 契約者は、みえる電話機能を利用するときは、通話モードに係る通信料のほか、文字メッセージの送受信に関するデータ通信モードに係る通信料の支払いを要します。 (53) 当社は、みえる電話機能を利用して行う文字メッセージ及び音声データへの変換の精度について、保証しません。 (54) みえる電話に関するその他提供条件については、「みえる電話サービス利用規約」に定めるところによります。  (注 1)〜(注 2) (略)
9〜33 (略)	(略)

別表 3 X i サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
X i サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

別表 4〜7 (略)

イ〜キ (略)
---------

2 料金額 (略)  
第 5〜第 7 (略)  
第 2 表〜第 6 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1〜7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)〜(8) (略)	(1)〜(51) (略)  (注 1)〜(注 2) (略)
9〜33 (略)	(略)

別表 3 X i サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
X i サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)

別表 4〜7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
アジア地方	(略)				
スリランカ民主社会主義共和国	(略)	(略)			
	Mobitel Private Limited	(略)			
	(略)	(略)			

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
アジア地方	(略)				
スリランカ民主社会主義共和国	(略)	(略)			
	Mobitel Private Limited,	(略)			
	(略)	(略)			

	(略)	
オセアニア地方	(略)	
	フィジー共和国	Vodafone Fiji Pte Limited (略)
	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	
	ウズベキスタン共和国	(略)
		"COSCOM" LLC (略)
	(略)	

	(略)	
オセアニア地方	(略)	
	フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited (略)
	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	
	ウズベキスタン共和国	(略)
		FE COSCOM LLC (略)
	(略)	

	(略)	(略)			
エストニア共和国	Elisa Eesti AS	(略)	二	(略)	(略)
(略)					
ギリシャ共和国	COSMOTE Mobile Telecommunications S.A.	(略)	二	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
クロアチア共和国	A1 Hrvatska d.o.o.	(略)	二	(略)	(略)
	(略)	(略)			

	(略)	(略)			
エストニア共和国	Elisa Eesti AS	(略)	△ 2	(略)	(略)
(略)					
ギリシャ共和国	COSMOTE Mobile Telecommunications S.A.	(略)	△ 2	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
クロアチア共和国	A1 Hrvatska d.o.o.	(略)	△ 2	(略)	(略)
	(略)	(略)			

(略)					
スイス連邦	(略)	(略)			
	Swisscom Ltd	(略)	二	(略)	(略)
(略)					
ドイツ連邦共和国	Telefonica Germany GmbH & Co. OHG	(略)	二	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
フィンランド共和国	(略)	(略)			

(略)					
スイス連邦	(略)	(略)			
	Swisscom Ltd	(略)	△ 2	(略)	(略)
(略)					
ドイツ連邦共和国	Telefonica Germany GmbH & Co. OHG	(略)	△ 2	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
フィンランド共和国	(略)	(略)			

		TeliaSonera Finland Oyj	(略)	二	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	エジプト・アラブ共和国	Orange Egypt for Telecommunications	(略)	二	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

		TeliaSonera Finland Oyj	(略)	△ 2	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	エジプト・アラブ共和国	Orange Egypt for Telecommunications	(略)	△ 6	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦 (7)、クック諸島 (7)、クリスマス島 (7)、サモア独立国 (7)、ソロモン諸島 (7)、トンガ王国 (7)、ナウル共和国 (7)、ニューカレドニア (7)、ニュージーランド (7)、バヌアツ共和国 (7)、パプアニューギニア独立国 (4)、パラオ共和国 (5)、フィジー共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、△米領サモア (4) ミクロネシア連邦 (4)
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エスワティニ王国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンビア共和国 (7)、ギニア共和国 (7)、ギニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、コートジボワール共和国 (7)、コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ザンビア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンバブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、ボツワナ共和国 (7)、マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、南スーダン共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、モロッコ王国 (7)、リビア (7)、リベリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)

2 (略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成 31 年 4 月 30 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦 (7)、クック諸島 (7)、クリスマス島 (7)、サモア独立国 (7)、ソロモン諸島 (7)、トンガ王国 (7)、ナウル共和国 (7)、ニューカレドニア (7)、ニュージーランド (7)、バヌアツ共和国 (7)、パプアニューギニア独立国 (4)、パラオ共和国 (5)、フィジー共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、△米領サモア (4) △ミクロネシア連邦 (4)
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エスワティニ王国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンビア共和国 (7)、ギニア共和国 (7)、ギニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、コートジボワール共和国 (7)、コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ザンビア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンバブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、△ボツワナ共和国 (7)、△マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、△南スーダン共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、モロッコ王国 (7)、リビア (7)、リベリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)

2 (略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成 30 年 11 月 31 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。



附 則（平成 31 年 2 月 22 日経企第 2837 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、技術的條件の追加に関する部分については、平成 31 年 2 月 26 日より実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 4 項第 3 号に次のキを追加します。

キ 定期契約に係る解約金の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランの X i の場合に準じるものとします。

4 経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）の附則第 4 項第 3 号のウを次のように改めます。

ウ ア及びイに定めるところによるほか、解約金の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における X i の場合に準じるものとします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]												
<p>第1章～第2章 (略)                      第3章                          第1節～第2節 (略)                          第3節                      第20条～第22条 (略)                          (第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等)</p> <p>第23条 第1種定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。                          2～3 (略)</p> <p>第23条の2 (略)                          第4節</p> <p>第23条の3～第23条の15 (略)                          (定期契約者が行うフリーコースの選択)</p> <p>第23条の16 当社は、第2種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間(定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。)である場合に限り、その申出を承諾します。                          2～6 (略)</p> <p>第24条 (略)                          第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表                      通則 (略)                          第1表 料金                      第1～第3 (略)                      第4 定期契約等に係る解約金                          1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">定期契約等に係る解約金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) (略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外</td> <td>ア 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。                      (ア) 更新期間において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。                       (イ)～(タ) (略)</td> </tr> </table>	定期契約等に係る解約金		(1) (略)		(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) 更新期間において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。  (イ)～(タ) (略)	<p>第1章～第2章 (略)                      第3章                          第1節～第2節 (略)                          第3節                      第20条～第22条 (略)                          (第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等)</p> <p>第23条 第1種定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間(以下「更新期間」といいます。)中に、当社に申し出ていただきます。                          2～3 (略)</p> <p>第23条の2 (略)                          第4節</p> <p>第23条の3～第23条の15 (略)                          (定期契約者が行うフリーコースの選択)</p> <p>第23条の16 当社は、第2種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾します。                          2～6 (略)</p> <p>第24条 (略)                          第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表                      通則 (略)                          第1表 料金                      第1～第3 (略)                      第4 定期契約等に係る解約金                          1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">定期契約等に係る解約金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) (略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外</td> <td>ア 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。                      (ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。                       (イ)～(タ) (略)</td> </tr> </table>	定期契約等に係る解約金		(1) (略)		(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。  (イ)～(タ) (略)
定期契約等に係る解約金													
(1) (略)													
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) 更新期間において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。  (イ)～(タ) (略)												
定期契約等に係る解約金													
(1) (略)													
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。  (イ)～(タ) (略)												

		イ～コ (略)
2 料金額 (略)		
第5～第7 (略)		
第2表～第7表 (略)		
別表1 (略)		
別表2 付加機能		
種 類	提 供 条 件	
1～7 (略)	(略)	
33 spモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(46) (略)	
(9)この機能を利用しているFOMA契約者(基本使用料の料金種別が総合利用プランのFOMA契約者に限り)は、みえる電話機能(FOMAの契約者回線との通信(当社が定める電気通信設備を経由する場合であって、通話モードによる通信に限り)について、その電気通信設備において、通信の相手先に係る契約者回線から伝送された音声メッセージ(通話モードにより伝送される音声に関する情報をいいます。)を録音し、文字メッセージ(日本語に限り。以下この欄において同じとします。)に変換して受信及びFOMA契約者が文字メッセージを音声データに変換して通信の相手先に係る契約者回線に伝送する機能を利用することができます。	(47)FOMA契約者は、みえる電話機能を利用するときは、通話モードに係る通信料のほか、文字メッセージの送受信に関するパケット通信モードに係る通信料の支払いを要します。	
34～45 (略)	(略)	
別表3 FOMAサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件		
区 別	技 術 基 準 及 び 技 術 的 条 件	
FOMAサービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件	
別表4～8 (略)		
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者		
1 2以外のもの		
地域	事業者名	(略)

		イ～コ (略)
2 料金額 (略)		
第5～第7 (略)		
第2表～第7表 (略)		
別表1 (略)		
別表2 付加機能		
種 類	提 供 条 件	
1～32 (略)	(略)	
33 spモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(46) (略)	
	(注1)～(注3) (略)	
34～45 (略)	(略)	
別表3 FOMAサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件		
区 別	技 術 基 準 及 び 技 術 的 条 件	
FOMAサービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)	
別表4～8 (略)		
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者		
1 2以外のもの		
地域	事業者名	(略)

		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
アジア地方	(略)				
スリランカ民主社会主義共和国	(略)	(略)			
	<u>Mobitel Private Limited</u>	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)				
オセアニア地方	(略)				

		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
アジア地方	(略)				
スリランカ民主社会主義共和国	(略)	(略)			
	Mobitel Private Limited,	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)				
オセアニア地方	(略)				

ヨーロッパ地方	フィジー共和国	<u>Vodafone Fiji Pte Limited</u>	(略)
	(略)		
	(略)		
	ウズベキスタン共和国	(略)	(略)
		<u>"COSCOM" LLC</u>	(略)
	(略)		
エストニア共和国	(略)	(略)	

ヨーロッパ地方	フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	(略)
	(略)		
	(略)		
	ウズベキスタン共和国	(略)	(略)
		FE COSCOM LLC	(略)
	(略)		
エストニア共和国	(略)	(略)	

	Elisa Eesti AS	(略)	二	(略)	(略)
(略)					
ギリシャ共和国	COSMOTE Mobile Telecommunications S.A.	(略)	二	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
クロアチア共和国	A1 Hrvatska d.o.o.	(略)	二	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
	Elisa Eesti AS	(略)	△ 2	(略)	(略)
(略)					
ギリシャ共和国	COSMOTE Mobile Telecommunications S.A.	(略)	△ 2	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
クロアチア共和国	A1 Hrvatska d.o.o.	(略)	△ 2	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					

	(略)	(略)			
スイス連邦	Swisscom Ltd	(略)	二	(略)	(略)
(略)					
ドイツ連邦共和国	Telefonica Germany GmbH & Co. OHG	(略)	二	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
フィンランド共和国	TeliaSonera Finland Oyj	(略)	二	(略)	(略)

	(略)	(略)			
スイス連邦	Swisscom Ltd	(略)	△ 2	(略)	(略)
(略)					
ドイツ連邦共和国	Telefonica Germany GmbH & Co. OHG	(略)	△ 2	(略)	(略)
	(略)	(略)			
(略)					
フィンランド共和国	TeliaSonera Finland Oyj	(略)	△ 2	(略)	(略)

		(略)	(略)			
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	エジプト・アラブ共和国	Orange Egypt for Telecommunications	(略)	二	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
-----	---------

		(略)	(略)			
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	エジプト・アラブ共和国	Orange Egypt for Telecommunications	(略)	△ 6	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
-----	---------



(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦（7）、クック諸島（7）、クリスマス島（7）、サモア独立国（7）、ソロモン諸島（7）、トンガ王国（7）、ナウル共和国（7）、ニューカレドニア（7）、ニュージーランド（7）、バヌアツ共和国（7）、バプアニューギニア独立国（4）、パラオ共和国（5）、フィジー共和国（7）、仏領ポリネシア（7）、△米領サモア（4）ミクロネシア連邦（4）	オセアニア地方	オーストラリア連邦（7）、クック諸島（7）、クリスマス島（7）、サモア独立国（7）、ソロモン諸島（7）、トンガ王国（7）、ナウル共和国（7）、ニューカレドニア（7）、ニュージーランド（7）、バヌアツ共和国（7）、バプアニューギニア独立国（4）、パラオ共和国（5）、フィジー共和国（7）、仏領ポリネシア（7）、△米領サモア（4）△ミクロネシア連邦（4）
(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エスワティニ王国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボヴェルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、ボツワナ共和国（7）、マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）	アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エスワティニ王国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボヴェルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）
2（略）		2（略）	
<p>（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成31年4月30日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。</p>		<p>（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成30年11月31日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。</p>	

附 則（平成 31 年 2 月 22 日経企第 2837 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、技術的条件の追加に関する部分については、平成 31 年 2 月 26 日より実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）の附則第 5 項第 5 号を次のとおり改めます。

(5) 定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用 F O M A に係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランの F O M A の場合に準じるものとします。

4 経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）の附則第 3 項第 3 号のイを次のとおり改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用 F O M A 又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランの F O M A の場合に準じるものとします。

5 経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）の附則第 5 項第 3 号のイを次のとおり改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるデータ専用プランの F O M A の場合に準じるものとします。

6 経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）の附則第 3 項第 3 号のイを次のとおり改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。

7 経企第 923 号（平成 22 年 11 月 20 日）の附則第 3 項第 3 号を次のとおり改めます。

(3) (2)に規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用 F O M A 又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランの F O M A の場合に準じるものとします。

8 経企第 1022 号（平成 25 年 11 月 14 日）の附則第 3 項第 3 号のイを次のとおり改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。

9 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 5 項第 3 号に次のオを追加します。

オ 定期契約に係る解約金の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランの F O M A の場合に準じるものとします。

10 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 6 項第 3 号のイを次のとおり改めます。

イ 定額データプランフラットに係る 2 年定期契約の解除に関するフラット型保留解約金の取扱いについては、改正後の規定におけるデータ専用プランの F O M A の場合に準じるものとします。

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第1章～第13章（略）

料金表（略）

別表1～2（略）

別表3 ワイドスター通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
ワイドスター通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） 衛星移動電話端末等の接続の技術的条件 衛星移動パケット通信端末等の接続の技術的条件 データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

別表4～8（略）

附則（平成31年2月22日経企第2837号）  
（実施期日）

この改正規定は平成31年2月26日から実施します。

第1章～第13章（略）

料金表（略）

別表1～2（略）

別表3 ワイドスター通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
ワイドスター通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） 衛星移動電話端末等の接続の技術的条件 衛星移動パケット通信端末等の接続の技術的条件

別表4～8（略）

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第 1 章～第 11 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

別表 2～5 (略)

附 則 (平成 31 年 2 月 22 日経企第 2837 号)  
(実施期日)

この改正規定は平成 31 年 2 月 26 日から実施します。

第 1 章～第 11 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)

別表 2～5 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第8条～第16条の2 (略)</p> <p>第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び特定 FTTH 事業者が定める端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかつたとき。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>第9章 利用中止等</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び特定 FTTH 事業者が定める端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかつたとき。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第10章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1～第2の2 (略)</p> <p>第3 定期解約に係る解約金</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第8条～第16条の2 (略)</p> <p>第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかつたとき。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>第9章 利用中止等</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかつたとき。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第10章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1～第2の2 (略)</p> <p>第3 定期解約に係る解約金</p>

## 1 適用

定期契約に係る解約金の適用	
定期契約に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) <u>定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間</u>において、その定期契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ～(オ) (略)</p>

別表 (略)

附 則 (平成 31 年 2 月 22 日経企第 2837 号)  
 (実施期日)  
 この改正規定は平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

## 1 適用

定期契約に係る解約金の適用	
定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) <u>定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月</u>において、その定期契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ～(オ) (略)</p>

別表 (略)

J W S I M サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第 1 章～第 10 章 (略)

料金表 (略)

別表 JWSIMサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
JWSIMサービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号） データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

第 1 章～第 10 章 (略)

料金表 (略)

別表 JWSIMサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
JWSIMサービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

附 則（平成 31 年 2 月 22 日経企第 2837 号）  
 （実施期日）  
 この改正規定は平成 31 年 2 月 26 日から実施します。

J W S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]								
<p>第 1 章～第 10 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区別</th> <th style="text-align: center;">技術基準及び技術的条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される場合</td> <td style="padding: 5px;">端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号） <u>データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則（平成 31 年 2 月 22 日経企第 2837 号） （実施期日） この改正規定は平成 31 年 2 月 26 日から実施します。</p>	区別	技術基準及び技術的条件	JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号） <u>データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件</u>	<p>第 1 章～第 10 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区別</th> <th style="text-align: center;">技術基準及び技術的条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される場合</td> <td style="padding: 5px;">端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）</td> </tr> </tbody> </table>	区別	技術基準及び技術的条件	JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）
区別	技術基準及び技術的条件								
JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号） <u>データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件</u>								
区別	技術基準及び技術的条件								
JWSIM-0 サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）								